

答 申

はじめに

2019年暮れに発生した新型コロナウイルス感染症は瞬く間に世界を席卷し、私たちの日常生活を根底から覆してしまった。教育現場におけるデジタル化が加速し、親世代にあってはテレワークの急速な普及で新しい働き方が求められ、増えた時間を家族と過ごす等、家族間にも前向きな変化が現れた。

その一方で、児童虐待やひきこもり、ヤングケアラー、貧困等が社会問題としてクローズアップされ、あるいはインターネットの利活用が進んだことでSNSに起因する犯罪や人権侵害等の深刻化が懸念される。

子ども・若者支援は、目に見えるかたちでの成果が得にくいものであるが、小田原に生まれ育った子どもたちが、ふるさとを誇りに思い、将来もこのまちに住み続けたいと望んでもらえることが、何よりの成果ではないだろうか。

我々はここに、令和の子どもたちが、様々な経験を積み重ね、豊かな心とたくましさをも身に付け、多くの選択肢の中から自分らしい人生を生き抜くことを願って、意見具申をするものである。

第6次総合計画策定に当たっては、本提言の主旨を斟酌し、出来るところから、順次、事業化を図っていただきたい。

1 施策の推進体制について

(1) 青少年問題協議会の在り方

小田原市青少年問題協議会は、昭和28年制定の「地方青少年問題協議会法」に基づき、市の附属機関として昭和31年に設置された。以来、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立や実施に際しての調査審議体としての役割を担ってきた。

しかしながら、青少年を取りまく環境は時代を追うごとに大きく変化しており、昭和50年～60年代に横行した校内暴力や非行・真犯といったものは、最近では大きく取り上げられることはなくなり、代わって、いじめや自殺、SNSに関するトラブル等の新しい課題が発生し、青少年を取り巻く課題は大きく変容した。

現在の青少年問題協議会の所掌事務は、「青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議」「これら施策の適切な実施のために必要な行政機関相互の連絡調整」「各種表彰事業の審査」であるが、社会情勢の変化を受け、令和の時代に即応した会議体に発展的改組をする必要がある。新組織に関する具体的な提案は、下記表のとおりである。

青少年問題という言葉のマイナスイメージを払しょくし、青少年の未来を応援する組織として、会議体の名称は、未来志向の表現が望ましい。

組織構成としては、年に1～2回程度開催する親会議をベースに、具体的なテーマに従って検討・協議を行う分科会で編成される2層構造により機動力を強化

することが望ましい。分科会は常設ではなく、必要に応じて選任されるものとする。

<親会議>

名 称	(仮称) 青少年未来会議
委員数	10人程度
委員構成	学識経験者(2人程度)を核に、分野ごとに委員を選出する分野(地域、教育関係、子育て世代、若者、女性、公募)
会長要件	委員の互選による
任 期	委嘱又は任命の属する年度の翌年度の末日まで
活動内容	ア 青少年健全施策の進捗管理 イ 分科会の活動テーマを決め、その活動報告を基に政策提言を行う。 ウ 各表彰事業の審査

<分科会>

名 称	(仮称) 青少年未来会議分科会
委員数	分科会ごとに3~4人程度
委員構成	調査・協議するテーマごとに、知見のある人を委員として選任。
任 期	親会議の指定による
活動内容	親会議から指定されたテーマについて、調査・協議し、結果を親会議に報告する。

(2) 庁内における連携体制の構築

青少年育成施策は、様々な部署に関連している。行政は往々にして縦割りになりがちであるが、関係課において青少年育成施策を横軸に政策連携を図る体制が必要である。

しかしながら、このことにより、関係課の事務量が増えることは協議会の本意ではない。よって、新たに構築される庁内連携体制において、各課は、(仮称)青少年未来会議の要請に応じて事業の評価や改善の取り組み等を報告いただき、新たな課題が生じた際には、(仮称)青少年未来会議が主体的に各課の事業に関与するような緩やかな仕組みとすることが望ましい。

2 小田原市青少年育成方針について

前頁で述べたとおり、青少年育成政策は、教育、福祉、市民活動など様々な分野に関連しているため、関係所管の機能を活用し、多様な視点から取り組む必要がある。

そこで、第6次総合計画策定に併せて、子どもや若者に関わる行政施策の基本的な方針を定め、目指すべき方向性を明示するとともに、振れ幅の少ない行政を着実に実行していただきたい。

また、この育成方針は行政と市民が共に活動していくための道しるべとなることが望ましい。

目標：子どもや若者が活躍できるまち

§ 1 子どもや若者が主体性を発揮できる

アクション：大人は子どもや若者が主体性を発揮できる環境を整備し、取り組みに寄り添う

§ 2 子どもや若者が安心して集える

アクション：大人は子どもや若者が安心して集える場や機会を提供する

§ 3 子どもや若者を支援する担い手を育成し、次の世代へと繋ぐ

アクション：子どもや若者が多様な人々と交流しながら成長する過程のなかで、青少年育成の担い手を養成し、次の世代へのバトンを繋ぐ

※ 具体的施策の推進においては、大人に多様な世代があるように、子どもにも多様性があることを念頭に、広く交流を図るものとする。

3 子ども・若者支援施策の方向性について

(1) 子どもの参画力の育成

これまでの本市の青少年育成施策は、体験学習や地域での見守りに偏っており、子どもの主体的な参画の促進という視点には脆弱性がみられる。今後は、単なるリーダー育成や体験学習の指導者養成のみにとどまらず、将来の世代として子どもたちの参画力を育成するという視点の強化が必要である。

子どもたちも社会の一員であることを大人が認識し、大人と子どもがそれぞれの立場から思いを反映できる市の体制をつくれることが理想である。

子どもたちが社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、生涯にわたって生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付けられるような仕組みづくりを進めていただきたい。

(2) 体験学習

社会環境の変化やライフスタイルの多様化、デジタルトランスフォーメーショ

ンなど、目まぐるしく変化する現代社会において、時代を生き抜く力と時代に共感する力を子どもたち自らが養う必要がある。体験学習事業は、家庭や学校では得られない経験することで人生の選択肢を増やすことができる。また、学校や年齢を超えた仲間と交流を図ることで、課題解決能力・自己決定能力を身に付けるとともに、他人を思いやる心や自己肯定感を養うことができるという点で、極めて有効な施策である。

コロナ禍の今、学校が休校またはオンライン授業に切り替わり、文化祭や体育祭などの行事が中止になるなど、子どもたちの育ちの場、活躍の場が失われつつある。一方で、情報通信環境（ネット環境）の存在感が増している中で、デジタルとリアルのバランスに配慮した育成が必要である。

「経験すること」は子どもたちの人格形成に大きな影響を与える。子育て世代の親にとっても、魅力を感じる事業として、本市が標榜する世界が憧れるまち“小田原”の実現に向けた布石でもある。多角的に検討し、魅力的な事業を展開されたい。

(3) 子ども・若者の居場所づくり

令和3年4月に策定された「子供・若者育成支援推進大綱」は副題を「～全ての子供・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指して～」としている。居場所があることは、子どもの自己肯定感やチャレンジ精神、将来への希望、社会貢献への意欲、困難に直面した際の対応力等と相関関係があると言われており、子どもが安心できる多様な居場所が確保されていることは、青少年健全育成上、極めて重要である。

学校や家庭以外の居場所づくりとして、本市では、スクールコミュニティの理念の下、学校を中心に子ども食堂や放課後児童クラブなど多様な子どもの居場所づくりに取り組んでおり、着実に成果を上げつつある。

現在開所されている子どもの居場所は、放課後児童クラブを除けば、いずれも月1回程度の開催である。家庭や学校以外の地域において、子どもに多様な居場所を提供するという施策の本質からすれば、いつでも子どもが気楽に立ち寄ることができ、過ごし方を強要されないフリースペースのような常設の居場所や冒険遊び場などを作ることが施策の最終形であると思われる。よって、「まち全体が子どもの居場所」という考えを念頭に、行政主導による常設の居場所の設置について、公民連携も視野に入れて具体的な検討を開始していただきたい。

また、現在、市が実施している子どもの居場所は、主に小中学生を対象としているが、今後は若者のニーズを取り入れ、公共施設や民間施設等を活用した居場所づくりについても検討の必要がある。

なお、スクールコミュニティは、地域総ぐるみで子どもを見守り育てようという本市独自の構想であるが、国が推進しているコミュニティ・スクールと言

葉が似ており市民が区別しにくいいため、表現に工夫が必要である。

(4) 表彰制度

青少年問題協議会が関わる表彰には、小田原市褒章基金条例に基づき市長が授与する青少年善行賞と、優良青少年団体及び青少年育成功労者等表彰要綱に基づき青少年問題協議会が実施する表彰がある。

青少年育成に顕著な活動をした功績ある方々を称えることは、青少年育成活動を広く市民に周知すると共に、市民活動のモチベーションアップにつながることから、これら表彰事業については、今後も継続すべきである。

しかしながら、青少年善行賞については、その要件が「親に孝養を尽くす行為その他親族に対する孝行が顕著であって他の模範となる」25歳以下の市民や団体とされているところ、「孝養」や「孝行」といった肉親への献身愛に重点を置きすぎると、年齢に不相応な家族的責任を課された青少年の困難な状況を行政が肯定するとも捉えかねない危惧がある。よって、今後は、表彰対象となる「善行」に、福祉活動やボランティア活動等も含めて広くとらえ、青少年の豊かな人間性の涵養を図り、他の模範とするにふさわしい行いをした青少年や青少年団体を表彰する事業として実施していただきたい。

(5) 関係団体の体制強化

往々にして行政は、市民との協働事業を立ち上げる事には精通していても、軌道に乗った事業を市民の自走活動に転換させることは苦手である。

従来、青少年事業に関して、「地域が一体となって青少年育成活動の充実やそれを支える人づくりに取り組み、健やかでたくましい青年を育てていく」という考えのもと、市民活動を主体とした次世代育成や、市民と行政の協働という事業形態に重きが置かれてきた。

しかし、青少年団体については設立から相当年数が経過しており、自走に向けた働きかけをすべき時期になっている。委託事業のうち、ノウハウが蓄積され、団体の活動として定着してきたものは補助事業に切り替えるほか、経済的支援と人的支援の重複については、段階的に人的支援を切り離し、団体が自らの判断と責任において活動することで、組織の活性化を図りたい。行政に支援される立場から、行政を支援する立場に移行することで、団体の更なる成長が期待できる。

同様に、子どもの居場所づくり事業についても、協働事業による負担金支出は、側面支援としての補助事業に切り替え、自立化促進を図るべきである。

(6) 相談体制・その他の分野

相談体制については、令和2年度に「おだわら子ども若者教育支援センター」を開設して、妊娠・出産期から青壮年期までの切れ目のない支援の中で相談機能を集約している。相談事業は、相談者に寄り添い、解決に導く支援を行

うことはもとより、市民の悩みや課題をくみ取って施策に反映させる広聴的役割も担っている。支援センターに相談が一元化したことで、施策への反映が途切れることのないよう、関係各課との連携が求められる。

また、青少年相談センターを廃止したことで、若年層の自殺対策や薬物乱用防止等、従来は青少年相談センターが担っていた機能の位置づけが見えにくくなっているため、関係各課と諸機関が連携を図り、適切に対応することが求められる。

次に、コロナ禍で青少年の居場所として、情報通信環境（ネット環境）の存在感が増しているが、フォローする仕組みが既存施策の枠組みの中になく新たな課題も発生している。青少年に関わる相談・支援体制については、今一度、整理する必要がある。

最後に、「かながわ青少年育成・支援指針」は、子ども、青少年、若者という言葉を用いて、0歳から18歳未満を子ども、0歳から30歳未満を青少年、12歳から40歳未満を若者と定義しているが、本答申においては若者を、青年期までと想定している。今後は、本市においても、これらを活用した上で、より効果的な青少年健全育成施策の推進を図られたい。

